



入札閲覧用設計書及び現場説明書について（通知）

技術基準の種類:入札・契約
通知日:平成2年8月22日

発管第194号
平成2年8月22日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿

土木部長

入札閲覧用設計書及び現場説明書について（通知）

土木部発注に係る土木工事の設計図書に添付する「入札閲覧用設計書」様式を別紙1のとおり改定し、あわせて「現場説明書」様式を別紙2のとおり制定し、平成2年9月1日以降適用することとしたので通知します。
なお、「現場説明書」については、「入札閲覧用設計書」の次に添付するか、指名業者を集めての現場説明時に使用してください。
また、営繕工事についても、この通知の趣旨に沿った措置をお願いします。

別紙1

入札年月日 平成 年 月 日									
入札閲覧用設計書									
所長	総務課長	総務課長補佐	各係長	市 都 町 大字 村	位置	位	監督員	設計者	
	課長	課長補佐	係長						
路線名・河川名等工事名									
工 期	平成 年 月 日	間 日 日 限							
入札について	1 鳥取県建設工事執行規則による。 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。								
	1 建設工事請負契約書標準書式による。 2 同上第8条に定める下請報告は下請契約金額500万円以上とする。								
契約について	業 者 名	氏 名	名	業 者 名	氏 名	名	業 者 名	氏 名	名
閲覧者氏名									

現 場 説 明 書	
一般的事項	1 下請業者の指導について (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は、元請・下請関係の合理化が図られるよう、「元請・下請関係合理化指導要綱」の趣旨に則り、下請の適正な選定、合理的な下請契約の締結、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導等を行い、本要綱の遵守に務めること。 (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等下請代金支払の適正化について配慮すること。 2 建設資材納入業者との契約について (1) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう務めること。 (2) 工事に要する資材の調達に当たり、極力県内産資材の購入及び県内取扱業者からの購入に務めること。 3 工事の安全確保について この契約に係る工事の事故防止（交通及び工事現場）について、特に留意すること。 4 ダンプカー協会加入車の優先使用について この契約に係る工事の施工に当たっては、ダンプカー協会加入車を優先的に使用するよう努めること。 5 ダンプトラック等による過積載の防止について (1) 工事に用いる資材等の積載超過のないようにすること。 (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。 (3) ダンプカーのさし枠装着車等による違法運行は行わないこと。 6 建設業退職金共済組合への加入等 (1) 建設業者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。 (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、この制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の組合加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。 (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。 7 建設業法等の遵守について (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。 (2) 建設業法第26条の規定により請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る）を配置すること。 (3) 請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、1級国家資格者等で指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。 (4) 建設業法第40条の規定により、請負業者は建設工事の現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。 (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。 8 建設業からの暴力団排除の徹底について 工事の施工に際して、暴力団等からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、すみやかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。 また、監督職員とも連絡を密により工程等被害が生じた場合は、協議を行うこと。

別紙2-2

現場説明書	
特記事項 (施工条件 明示事項)	工事 ・No. ～No. 付近の 工事については、 年 月 日までに完了すること。 ・No. ～No. 付近については、他事業と関連するので相互の連絡調整を要すること。 ・No. ～No. 付近については、 が終わる 年 月 日までに終了してはならない。
	工期 ・ 工事の施工時間は、 時 分 ～ 時 分 とする。 ・ 工に、日曜・休日・祭日は休止とする。
	用地 ・No. ～No. の間には、補償物件（ ）があり、 年 月 日までに除却する予定であるが、期日までに除却できなかった場合においても、工事の進捗に支障を生じないよう工事上の配慮をしておくこと。
	公害対策
	安全対策 ・工事の施工に当たっては、別添図面のとおり交通整理員及び保安要員等を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。 なお、別添図面により難い場合は別途協議する。
	工事用道路等設備
廃上・廃棄物	・廃上は指定処分とし、 市 町 村 地内に運搬（片道運搬距離 km）するものとする。 ・廃上は自由処分とし、片道運搬距離 kmを想定している。 ・産業廃棄物（Gs微・As微・ ）は、 市 町 村 地内の産業廃棄物処理場に運搬処理（片道運搬距離 km）するものとする。 ・処分費として1㎡当り 円を処理場管理者に支払うものとする。
支障物件	・この施工に当たって、 管理の占有物件が支障となっているが、 年 月 日までにの移設が完了する予定である。予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。
排水・雨水処理その他	

※明示する項目を追記し、不要部分は線で削除して使用すること。